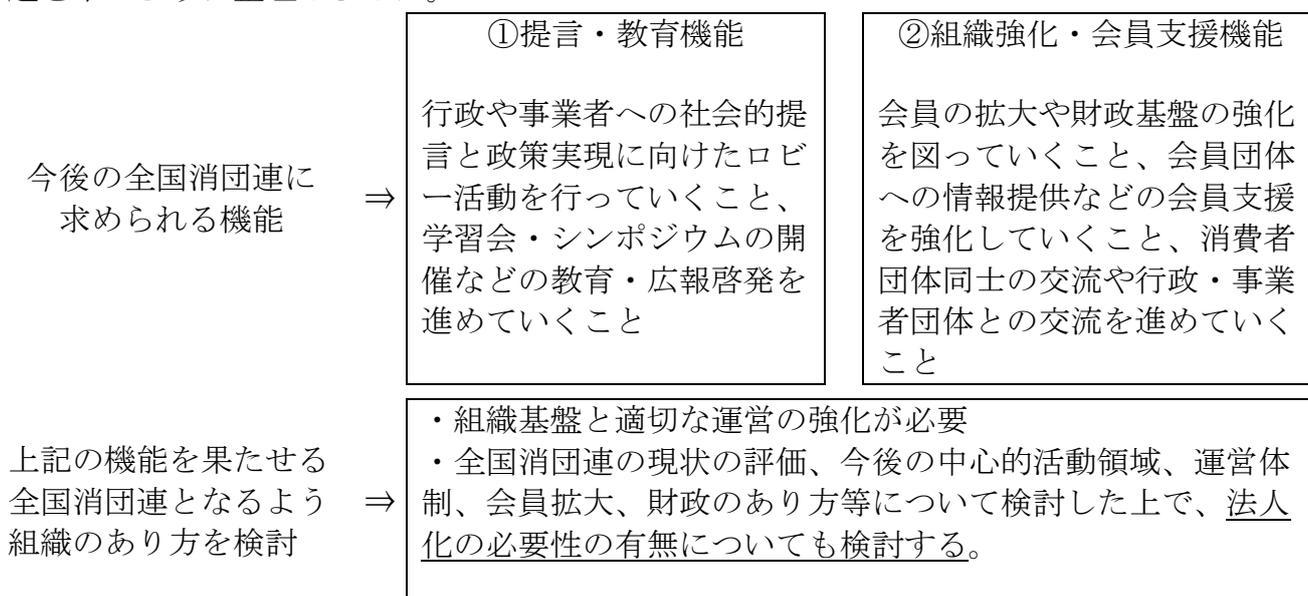


1 これまでの経過と主な情勢

1. これまでの経過

消費者基本法の成立（2004 年）や消費者庁・消費者委員会の設置（2009 年）に象徴される「消費者主役の社会への転換」とその中での消費者団体の社会的ポジションの高まりを受け、改めて今後の消費者運動のあり方を考えるために 2011 年に「新・消費者運動ビジョン」を策定しました。その中では、全国消団連のミッションと求められる役割・機能、組織的課題を下のように整理しました。



その後、全国消団連の組織のあり方について 2 年間に亘る議論を重ねた結果、2013 年 3 月、一般社団法人としての定款を決定し、目的と事業を下のように決めました。

目的(定款第 3 条)	消費者の権利の実現とくらしの向上、消費者団体活動の活性化と消費者運動の発展に寄与することを目的とする。
事業(定款第 4 条)	当会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 ①消費者団体間の交流事業 ②各種消費者政策や消費者問題に関する調査・研究・提言事業 ③消費者団体を対象とした情報収集並びに情報提供事業 ④消費者を対象とした消費生活に関する普及・教育・啓発事業 ⑤事業者を対象とした啓発事業 ⑥消費者団体と行政、生産者団体、事業者団体、法律家、科学者等との交流事業 ⑦当会の目的を達成するために必要なその他事業

2. 主な情勢（2013 年度方針を検討する上で視野に入れておくべき事項）

（1）消費者契約の視点から

➤ 消費者被害回復訴訟制度

消費者庁及び消費者委員会設置法の附則 6 項に盛り込まれた施策のうち、集団的消費者被害救済訴訟制度を創設するための法案が 2013 年の通常国会に提出されています。消費者団体が長い間創設を求め続けてきた制度であり、成立に向けて、引き続き国会への働きかけを進める必要があります。

加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度や不当な収益の剥奪に関する制度についても具体化を進める必要があります。（基本計画№110）

➤ 民法（債権関係）の改正の動き

契約のルールなどを定めた民法の債権に関する規定（債権関係）の改正に向けて検討を続けてきた法制審議会民法部会が中間試案を公表しました（2013.2）。IT化が進むなど社会的状況の変化をふまえ、制定当時には無かった新たな商取引や金融商品の複雑化、約款等に関して、消費者保護に関わる内容が数多く盛り込まれる見通しです。これについて、日本弁護士連合会の消費者問題対策委員会では、消費者保護の観点から評価と問題点の検討が進められています。一方、経済同友会では、取引にかかるコストが増すなどとして反対する意見書を既に発表しています。

消費者契約法の改正も視野に入れ、消費者にとって望ましい改正のあり方について個々の内容について検討し、パブリックコメントの募集（2013.6.1～8.1）に対して積極的に意見を出していくことが求められます。（基本計画№42）

➤ 訪問買取規制施行後の状況

それまで特定商取引法で規制されていた取引 6 類型に、被害が多発している「訪問購入」への規制を加える「特定商取引法に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

専門家の間では、現在苦情が多い中古自動車買取が適用除外となり、不招請勧誘禁止を始めとしたすべての規制が解除されることから、心配の声が上がっています。法の附則に 3 年後見直しの規定も盛り込まれており、新特定商取引法施行後の状況について引き続き注視していく必要があります。

（2）製品の安全の視点から

➤ 消費者安全調査委員会の発足

消費者庁及び消費者委員会設置法の附則に記載されていた事故調査機関として、消費者安全法の一部改正により「消費者安全調査委員会」がスタート（2012.10）しました。その活動が消費者被害の防止に役立つものとなるよう、消費者の視点から引き続き注視していく必要があります。（基本計画№13）

➤ 製品事故の原因究明と情報周知

2005 年以來 4 回目となる三菱自動車オイル漏れのリコール申請（2012.12）、また、TDK 製のリコール未回収加湿器による火災事故（2013.2）等、リコールに関する問題が重ねて発生し、それぞれ現在も調査や回収が行なわれています。このような重大事故の未然防止のた

めに、迅速なリコールや事故情報データベース等の有効活用のあり方について検討していく必要があります。社会環境や情報伝達手段等の変化に合わせたリコール制度のあり方や事故情報の公表について、検討が必要です。

（３）表示の視点から

➤ 食品表示の一元化

消費者庁の食品表示一元化検討会で報告書（2012.8）がまとめられ、これをふまえて法案が閣議決定（2013.4.5）されています。（基本計画№69）。法案の速やかな成立を求めるとともに、その後の府令の具体化についても丁寧なプロセスが求められます。また、消費者団体としても学習が必要です。

➤ 「いわゆる健康食品」の表示等

「いわゆる健康食品」の表示等の在り方については、2010年に消費者庁から消費者委員会に検討要請が行われ、以降、有識者からのヒアリングやアンケート調査の実施などを含めて検討された結果、消費者庁と厚生労働省に対して建議（2013.1）が行われました。健康食品の表示・広告の適正化に向けた取組の強化、健康食品の安全性に関する取組の推進、健康食品の機能性の表示に関する検討、及び健康食品の特性等に関する消費者理解の促進の各点について、2013年7月までにその実施状況の報告を求めています。（基本計画№76）

（４）消費者教育の視点から

➤ 消費者教育の推進

消費者教育推進法が2012年末に施行されました（基本計画№87）。消費者庁は今後、消費者教育推進会議（8条機関）を設置した上で、消費者教育に関する基本方針案を作成し（5月頃）意見公募を行う予定としています。また、文部科学省も消費者教育推進委員会を設置し、2012年度内に消費者教育実践ヒント集や取組状況フォローアップ調査、消費者教育フェスタの開催などを行っています（基本計画№92）。

これら政府の動きをふまえ、地方自治体に対して消費者教育推進協議会の設置を働きかけるなどの取り組みが必要です。

（５）消費者の意見反映の視点から

➤ 公共料金決定過程への参画

公共料金の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、その決定プロセスにおける消費者参画が実質的に確保されなければなりません。多くの審議会では消費者代表を意識的に参画させるようになってきていますが、各省庁によってその扱いに温度差が見られる状況です。（基本計画№67）

消費者委員会に設置された公共料金等専門調査会で、公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保に向けての検討が進んでいます。

➤ 電気料金値上げへの対応

原発停止後の火力燃料費の増加により、各電力会社からの値上げ申請が相次いでいます。総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会や消費者委員会の公共料金等専門調査会「家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会」で申請内容の検討が続いて

いきます。消費者団体間での情報交換を密にして、これらの場を通じて消費者多数の声を代弁していけるよう努力を続ける必要があります。

(6) 生活と社会の視点から

①くらし、家計

➤ 消費税をはじめとする家計の負担増

消費税が2014年4月に8%、2015年10月には10%に引き上げられます。内閣官房の試算では、消費税10%の場合、年収500万円の4人家族（会社員の夫、専業主婦の妻と子ども2人）の家庭で年間11.5万円の負担増になるとされています。その他、社会保険料の料率アップ、地球温暖化対策税、復興増税と家計の負担が増加しています。

原発停止により火力燃料への依存が高まる中、電気料金の値上げ申請が続いています。地域独占と総括原価方式の下、競争も選択も機能しないシステムの中で家計の負担が増加しています。

➤ 「デフレ脱却≒インフレ」経済政策

政府はデフレ脱却を目指し、いわゆる「アベノミクス」として金融緩和、財政出動、成長戦略で思い切った経済政策を進めており、日本銀行もこれに呼応し、毎年2%の物価上昇を目標としています。こうした景気回復への期待感から、市場に溢れる「金融緩和マネー」が不動産や株式など金融市場に流れ込み、実体経済とはかけ離れたプチバブルのような様相を見せ始めています。

また、欧州債務危機が最悪期を脱し、米国経済に復調の兆しが見えてきたことなどから、マネーの円への逃避が弱まり「超円高」が緩和されています。日本の輸出産業に追い風となる一方で、輸入する資源・食料価格の上昇によって、家計の負担が増す恐れがあります。

一方で、サラリーマンの平均年収は1997年の467万円から2011年は409万円まで落ち込んでおり、逆に資本金1億円以上の企業の内部留保は大きく増加しています。政府からも勤労者の賃上げを促す異例の要請が行われていますが、仮に雇用増や賃上げを伴わない「賃金上昇なき物価上昇」に止まることになれば、国内総生産の約6割を占める家計消費が更に冷え込むことになり景気浮揚にはつながりません。また、景気浮揚による税収増が無い場合、財政赤字の更なる拡大を招くことになります。

経済政策が大きな変化を見せる中で、それが家計に及ぼす影響を注視していかなければなりません。

➤ 経済指標はゆるやかな改善傾向

3月の月例経済報告で政府は「持ち直しの動きが見られる」として、3ヵ月連続で景気判断を上方修正しています。また、総務省家計調査によると、2012年の消費支出は総世帯で前年に比べ実質0.2%増加し、総世帯のうち勤労者世帯の実収入は前年に比べ実質1.2%の増加となり、消費支出、実収入共に2011年の大きな落ち込みを回復しています。

②食品の安全

➤ BSE 対策の見直し

食品安全委員会による評価結果（2012.10）に基づいて、BSE 対策の見直しが行われまし

た(2013.2)。これにより、国内ではBSE検査の対象が30ヶ月齢超にされるなどの見直しが行われ、輸入については30ヶ月齢以下の牛肉が対象となりました。更に、国内対策については食品安全委員会で48ヶ月齢以上の牛肉の健康影響評価がまとめられており、今後の管理措置に注視が必要です。

③社会保障

➤ 見直しを迫られる社会諸制度とくらしの不安

日本の人口は、2013年から2015年にかけて全国で約90万人減少するといわれています。人口に占める高齢者の割合は既に世界一の水準にあり、今後もますます高齢化・少子化が進行していきます。世帯数は2015年をピークに減少へ向かい、2015年までに核家族(夫婦と子)が5%減少する一方、単独世帯は5%増加する見通しです。所得と資産の格差が一層拡大し、とりわけ、低所得者層が一層増加しています。若い世代における就職難が続いており、深刻な社会問題となっています。

こうした社会経済状況の変化(人口構成の変化、雇用基盤の変化、地域・家族・職場の変化など)を背景に、これまでの社会諸制度の見直しが迫られており、暮らしの不安感が高まっています。

➤ くらしの不安

国の政策経費の半分以上を占める社会保障費が毎年1兆円程度増加し続け、歳入の半分近くを国債の発行に頼っている日本の現状で、給付と負担(財源)の検討を放置することはできませんが、憲法25条に定める国民の生存権が切り捨てられることがあってはなりません。消費税増税とともに成立した社会保障制度改革推進法では、8月までには社会保障制度改革国民会議が答申をまとめ「必要な法制上の措置を実施する」こととされていましたが、政権交代後その取り扱いは曖昧にされており、中身の議論は参議院選挙以降に先送りされかねない状況です。正面から国民的な論議を展開し、将来に向けての安心感を取り戻していくことが何よりも大切です。

➤ 多重債務問題への対応

改正貸金業法(完全施行2010年)と「多重債務改善プログラム(2007年)」は多重債務対策として大きな成果を上げました。施行後3年目の見直しの規定もあり、規制を緩和する再改正を行うべきとする主張も一部に見られますが、人々を多重債務に追い込む社会は公正で健全な社会とは言えません。むしろ、生活困窮者へのセーフティーネットの再構築や相談体制の更なる充実など、地方消費者行政の更なる充実強化こそ必要です。(基本計画№46)

➤ 生活保護基準の切り下げ

不安定な雇用状況の中、生活保護受給者は増え続け214万人に達しています。政府は増え続ける生活保護費を抑えるため、2013年度予算で生活保護水準の切り下げを行うとともに、今通常国会に生活困窮者支援の新法と生活保護法改正案を提出しました。生活保護の基準額は「最低限度の生活」を示すモノサシとなるものであり、今後、他の様々な制度に影響が出てくる惧れがあります。

また、「共通番号制度」を導入するための法律案が今通常国会で審議されています。より公平な社会保障や税制の基盤となることが期待される一方、個人情報管理や悪用をどのよ

うに防ぐか、多くの課題も残されています。

➤ 災害対策の改善

政府は東日本大震災からの復興を加速するとして、復興予算枠を 25 兆円に増額し、また、復興プランへの関与を強めたりなどしています。一方で、東日本大震災後、巨大地震に関する国の被害想定が大きく見直され、南海トラフ巨大地震による被害想定では、最悪で死者 32 万人、経済被害 220 兆円という想像を絶する規模とされています。

東日本大震災の被災地では、復興も生活再建も思うように進んでいないことや、これまでに設けられた自然災害の被災者を救援・支援するための諸制度では、被災者の暮らしを支えるには不十分なことが多いことが明らかになりました。一層の対策の強化が必要であり、災害救助法や生活再建支援法についても、被災者の経験を出発点として改善を図ることが求められます。

④環境、エネルギー

➤ 「原発ゼロ」方針の後退

2012 年度は、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故から一年を経過する中で、原子力発電とこれからのエネルギーに関わる問題が全国的な関心事となりました。原子力に頼らない国づくりを志向する声が高まり、「革新的エネルギー・環境戦略(2012.9)」に掲げられた「2030 年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入する」方針の方向でまとめられるかに思われましたが、経済の立て直しを優先する声や国政選挙の結果により、議論はふり出しに戻されそうな状況です。2013 年に見直しを迎えるエネルギー基本計画について、政府は原発ゼロ方針を白紙に戻し、議論を仕切り直すこととしています。

➤ 電力システム改革

経済産業省の電力システム改革専門委員会で改革への工程表を盛り込んだ報告書がまとめられ(2013.2)、電力システムに関する改革方針が閣議決定されました(2013.4)。今通常国会に提出される電気事業法改正案から段階的に「家庭向け電力の自由化」「広域系統運用機関創設」「送電分離」などを進めるとしていますが、送電分離のための法案提出時期が与党内の議論で努力目標とされるなどの動きも見られ、今後の進行状況を注視する必要があります。

➤ 原発の維持コスト

原発を持つ 10 の電力会社は、原発維持のために約 1 兆 2 千億円を費やしたと言われてい
ます(2012 年度)。これらコストは電気料金に上乗せされ、家庭や企業が負担しています。

原発の過酷事故に備えた新安全基準案が原子力規制委員会によってまとめられました。この安全基準をクリアして再稼働するためには更に膨大な資金が必要になります。

電力会社の経営が厳しさを増す中、資金の使い方を変えることが求められます。

➤ 温暖化対策の空白化

原発が停止する中で火力発電が増加した結果、温室効果ガスの削減が難しくなっています。京都議定書で削減義務が課せられた 2008 年～2012 年の平均は 1990 年比 8%減で削減義務は達成したものの、2011 年以降の削減幅は大幅に縮んでおり、日本が 2009 年に国際公約

した「2020年25%削減」は達成困難になっています。京都議定書の枠組みから離脱した日本の温暖化対策は、義務も目標もない空白状態となっています。

⑤経済

➤ 経済連携

WTOによる貿易ルールづくりが行き詰まりを見せる中、各国が自国に有利な状況を目指して二国間や多国間での貿易協定（FTA、EPA）を競っています。こうした貿易協定はそれに参加しない国々の輸出競争力を弱めるなどの反射的不利益を生ずることから、日本においてもTPPをはじめとして日欧EPAやASEAN+6、日中韓FTAなど様々な枠組みで議論が行われています。これらは単に物品の関税に止まらず様々な分野での規制・制度改革に及ぶ可能性があることから、事前協議を含めて交渉内容の情報開示を徹底し、国民生活への影響や国内産業の状況について多角的な視点で検討することが必要です。

➤ 規制改革

政府の規制改革会議は「健康・医療」「エネルギー・環境」「雇用」「創業」の4分野でワーキンググループを設けて議論を行っています。この中では、一般用医薬品のインターネット販売規制について、安全性を適切に確保する仕組みを設けるとしつつも、全面解禁を求める方針がまとめられ、政府が6月に打ち出す成長戦略に反映するよう求めています。

⑥平和

➤ 東アジアの緊張と防衛費の拡大傾向

東シナ海・南シナ海での海洋権益の確保を目指す中国に対して、米国を加えた関係各国が外交的な包囲網を形成して対抗する不安定な構図が続く中、政府レベルでの日米同盟強化の動きが進む一方で、普天間、オスプレイなど日米間の懸案は山積しています。

政府は2013年度予算で防衛費を11年ぶりに増額する他、「防衛計画の大綱」と「中期防衛力整備計画」についても2013年内に見直すよう作業を進めています。

➤ 憲法改正に向けた動き

政府は、憲法改正手続きのハードルを低くする方向で憲法96条の見直しを検討しており、与野党国会議員にも呼応する動きが見られます。危うい雰囲気の中、与野党対立の中で中断していた衆参両院の憲法審査会も議論を再開しています。

本来、国民主権や基本的人権といった視点から政府の権力を縛るためにある憲法が、時の権力者の意向で議論を尽くさぬまま改正案が作られるようなことがあってはなりません。これらの動きを注視していく必要があります。

（7）消費者行政強化の視点から

➤ 消費者庁・消費者委員会・国民生活センターを含む消費者行政全体のあり方の検討

2010年12月に、行政刷新会議の基本方針に、「国民生活センターの必要な機能を消費者庁に一元化し組織の廃止を含めて検討する」ことが盛り込まれ、閣議決定されたことから議論がスタートしました。消費者庁においては「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース（2010.12～）」「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議（2011.10～）」、また、内閣府において「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者

行政の体制の在り方に関する検討会（2012.02～2012.08）」と、3次に亘り検討されました。そうした論議を通じて、一旦、国民生活センターの機能を一体的で独立性を担保した「特別の機関」とする形で消費者庁へ移行することを有力な考えとし、今後の独立法人改革の流れや消費者庁での検討を踏まえ、2013年度予算案確定までに大臣が最終的な判断をすることとされました。

しかし、自民党政権への交代による方針の見直しの中で、国民生活センターの消費者庁への移行を凍結し、2013年度については独立行政法人のままで予算が編成される見通しとなっています。森内閣府特命大臣は、国民生活センターの機能を強化するために「どの方法が一番いいか、今後検討していく」とし、強化項目として①縮減しない予算獲得、②国の相談業務、研究活動、実験、研修などすべての機能の充実をあげ、2013年度内に結論を出すこととしており、注視と関与が必要です。

▶ 消費者行政の検証・評価・監視

現在の消費者基本計画は2010年度に策定され、2013年度には3回目の検証・評価と見直しを行うこととなります。政権交代を反映して新たに重点施策が付されることや、国民生活センターのあり方の見直しなど、大きな変更が予想されます。

消費者団体としても、現行施策の検証・評価に止まらず、施策そのものの要不要や今必要とされる施策をについて意見を整理していく必要があります。

▶ 地方消費者行政の強化

地方自治体における消費者行政は、地方消費者行政活性化基金活用での取り組みの結果、スタート時から現在までの4年間で、消費生活センターや相談窓口の増加や消費生活相談員の増員などの成果が表れてきました。しかし、未だ充実・強化が図れないでいる市町村自治体もあり、そのような市町村での基金活用を促すため、2012年度補正予算で60.2億円の基金上積み、また、2013年度当初予算として地方自治体対象の国の選定したパイロット事業に5億円が盛り込まれました。

そしてその後、消費者庁と財務省との間で、国の財政支援費の活用期間について一般準則が定められ、意欲のある市町村は施策実施時期から最長9年の延長が可能とされるなど、今後の財政支援につながるよう、国としても前向きに検討しているようです。

今後も引き続き、消費者団体や専門家等関係団体、地方自治体が連携を図り、国に対しては本予算に地方消費者行政財政支援を位置づけ定着させること、地方自治体に対しては行政課題の中での消費者行政の優先順位を上げ、活性化基金や交付金の十分に活用してもらうよう、それぞれに働きかけていく必要があります。については、地元選出の国会議員、地方議員や地方議会への働き掛けも継続して取り組む必要があります。（基本計画No.122）

（8）ネットワークの視点から

▶ 消費者団体の組織

消費者庁の調査（2011）によると、調査票を送付した5,882団体の内2,430団体から回答があり、活動範囲の内訳は広域166団体、県域418団体、地域1,846団体となっています。構成員数は10～99人が全体の6割弱を占めており、法人格は全体の33.1%（805団体）が取得しています。

➤ 国連「消費者保護ガイドライン」

2013年は国連で「消費者保護ガイドライン」の改定が予定されています。1983年に国連総会で採択され、1999年に「持続可能な開発・消費」などの観点から改定が行われて以来の10数年ぶりの改定となります。

➤ 国際連帯活動

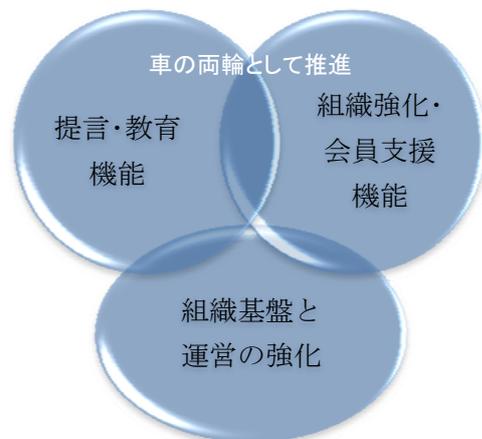
国際消費者機構（CI・本部ロンドン）は、2013年の世界消費者権利の日（3月15日）のテーマを、正義が貫かれる社会を目指す“Consumer Justice Now!”としました。特に、各国で金融サービス分野での消費者被害が増加していること、食品の安全性問題が焦点となっていること、電子商取引での消費者保護が進展しないこと、これら各分野での消費者被害救済制度の整備が遅れていることなどを問題視し、消費者の権利実現に向けた法制度の整備を呼びかけています。

2 2013 年度方針（案）

1. 基調

「新・消費者運動ビジョン」では、全国消団連に求められる機能を「提言・教育機能」「組織強化・会員支援機能」と整理し、これを推進していくことができるよう組織基盤と運営の強化を進めていくこととしました。これまで2年にわたる論議の結果、新たな定款で目的と事業を定め、2013年度より一般社団法人として活動をスタートします。

2013年度は「新・消費者運動ビジョン」に描いた全国消団連を目指して、次の3つを重点として活動を進めます。



2013 年度の重点

「組織基盤と運営の強化」の視点から

⇒ ①法人としての組織運営の整備と定着を進める

「提言・教育機能」の視点から

⇒ ②消費者の権利に関わる制度整備を推進する

⇒ ③くらしに関わる経済政策、社会政策について考えあう

「組織強化・会員支援機能」の視点から

⇒ ④地域での幅広い協働で消費者教育を推進する

(1) 法人としての組織運営の整備と定着

新法人の初年度として新たな組織運営を整備し定着させていくことを最重点とします。

- 総会、理事会、監事など、一般社団法人としての組織運営の整備と定着を図ります。各種規則の整備を進めます。
- 理事会での協議をベースに、法と定款に則って事業執行を進めます。
- 会員団体の交流と運営参加を強めます。（運営会議、専門委員会による場づくり）
- 事務局の情報収集能力の向上、会員団体とのコミュニケーション強化に努めます。



(2) 消費者の権利に関わる制度整備を推進する

2004年の消費者基本法と2009年の消費者庁関連3法の成立以降、消費者の「権利尊重」「自立支援」を消費者政策の基本理念として法制度の整備が進められてきました。これまでの取り組みにより消費者政策も一歩ずつ具体化されてきていますが、急速に進む社会経済の変化により新たな課題も次々と生まれてくる状況です。

特に、集団的消費者被害回復訴訟制度については2013年通常国会での成立を強く期待します。引き続き全国の消費者団体が力を合わせて働きかけを強めることが必要です。

また、消費者庁・消費者委員会・国民生活センターを含む消費者行政全体のあり方の見直し（関連3法附則）については、2013年度内に再度の議論が行われる見通しとなっていることから、状況を注視しつつ必要な取り組みを検討していきます。

契約ルールの見直しに向けた民法（債権法）改正の中間試案も出され、議論が始まります。消費者の権利が尊重される改正になるよう、学習を深め、意見を出していきます。

- 「集団的消費者被害回復訴訟制度」の早期成立に向けた全国的な取り組みを進めます。
- 消費者行政全体のあり方に関する議論に消費者の立場から関与します。
- 民法（債権法）改正について、消費者の立場から取り組みます。
- その他、必要な課題について政府等への働きかけを行います。

(3) 暮らしに関わる経済政策、社会政策について必要な取り組みを行う

経済や社会の変化の中で様々な問題が山積している状況です。暮らしに関わる様々な社会諸制度について見直しの議論が始まっていますが、それらの内容を消費者の視点から検討し、家計や暮らしを脅かす動きに対しては幅広い協働の下に必要な取り組みを行います。

(4) 地域での幅広い協働で消費者教育を推進する

2012年に消費者教育推進法が成立しました。消費者と事業者との間の実質的な対等関係を構築するため、また、消費者の自立支援に向けた一つ的手段として、消費者教育の重要性はこれまでも指摘され続けてきたことですが、残念ながら十分な進展を見ていません。今回、国の法律として定められたことで、地域の行政を動かし、また、諸団体と協働しながら、具体的に推進していく起爆剤となる可能性があります。今後整備が図られていく消費者教育推進計画や消費者教育推進地域協議会に消費者団体として積極的に関与していくことを呼びかけるとともに、その活動交流をすすめていきます。

また、この法律に盛り込まれた「消費者市民社会」は購買（契約）場面に止まらず、大変幅広い射程を持つものです。生産・利用・廃棄（再利用）といった場面も含め、持続可能な社会づくりに消費者の積極的な参加を求めています。こういった切り口から、様々な関係者と協働して取り組みを進めていく必要があります。

- 消費者教育推進法の地域での具体化を推進します。
- 地域での「円卓会議」の取り組みを推進します。



2. 2013 年度活動計画

以上のような基調の下に、2013 年度は以下のような活動を計画します。

①消費者団体間の交流事業

①-i) 運営会議の開催（年 3 回）

会員団体の活動交流促進と運営参加を図るため、運営会議を開催します。（各回のテーマは下のように仮置きしますが、具体化時期の理事会で改めて検討します）

- 第一回（5/16）「各団体の 2013 年度方針に関する交流」
- 第二回（9/19）「地域でのパートナーシップの進め方について考える」（消費者教育や地方消費者行政に関する取り組みなど）
- 第三回（3/20）「2013 年度活動まとめと 2014 年度方針について考える」

①-ii) 地方消費者グループフォーラムの開催支援（全国 8 ブロック）

消費者庁の地方消費者グループフォーラムの開催を支援します。消費者庁と協議の上、消費者団体の活動交流やネットワーキングに活かせるものにしていきます。

4 年目に向けた進め方について消費者庁と協議し、今年度の進め方をご案内します。

①-iii) 各テーマに関するグループ活動の事務局支援

食や環境など、会員団体の構成員等による自主的なグループ活動を支援します。

②各種消費者政策や消費者問題に関する調査・研究・提言事業

②-i) 消費者行政に関する法制度の整備促進

消費者基本計画の進捗状況を点検し、消費者団体としての意見を検討し、必要に応じて計画の見直しを働きかけます。特に、下記については必要な取り組みを提起していきます。

- 集団的消費者被害回復訴訟制度の早期創設運動を幅広い賛同団体とともに推進します。
- 地方消費者行政への支援強化を働きかけます。

②-ii) 消費者政策検討会の設置

従来の消費者政策検討会を消費者政策推進の核となる専門委員会として設置します。政府や国会の動きについて情報を把握し、理事会に必要な提案を行っていきます。

- 消費者政策に関する学習会等の企画を行い、必要に応じて公開学習会も開催します。

②-iii) 政府審議会等への参加

政策決定プロセスへの消費者団体代表の参加を引き続き求めていきます。審議会委員等への就任要請を受けた場合は、共同代表での分担も含めて積極的に対応していきます。

審議会のテーマについて会員団体が学び・協議する場を必要に応じて柔軟に設定するなど会員団体の力を合わせて、消費者としての発言を行えるよう工夫していきます。

②-iv) 各政党の消費者政策に関する調査

夏の参議院選挙前に各政党の消費者政策について調査を行います。会員団体向けに報告するとともに、選挙後にホームページで掲載します。

③消費者団体を対象とした情報収集並びに情報提供事業

③-i) 会員団体の活動に関する情報収集

地方消費者行政強化の取り組みとして、地方消費者行政の現状や課題の共有化、取り組み紹介を通じ、団体の活動実践につながるよう支援します。

- ▶ 各地の消費者団体の調査活動（市町村消費者行政アンケート調査や訪問、聞き取り調査等）、地域の行政・消費者団体・関係諸団体との連携やネットワーク等についての報告会やシンポジウムを開催します。
- ▶ 過去 3 年間実施した地方消費者行政パートナーシップ表彰の成果をまとめ発信することで、運営会議などでの活動交流や各地の地方消費者行政強化の取り組みでの活用を図ります。
- ▶ 会員団体の活動情報を集める方法を整備していきます。

③-ii) 会員団体向けの情報提供

毎月の『消費者ネットワーク』の発行と、随時『全国消団連速報』の発行を継続します。

③-iii) 学習会の開催、又は紹介

食や環境、社会保障など、消費者団体として学習を深める必要のあるテーマについて、「ホントのことを知りたい学習シリーズ」を継続します。

また、会員団体や外部グループが主催する学習会や報告会について、会員団体に紹介していきます。

③-iv) 学習会・見学会の持ち方への支援ツール提供および活動交流

2012 年度に作成した「消費者視点からの食品工場見学シート（仮称）」を活用し、食品工場見学等の持ち方についてツールを提供して、活動の交流を図ります。

④消費者を対象とした消費生活に関する普及・教育・啓発事業

④-i) 全国消団連ホームページの運営

全国消団連ホームページ上で引き続き情報を発信します。また、新法人の事業に合わせて、ホームページのリニューアルを検討します。

④-ii) 全国消費者大会の開催支援

2012 年度と同様に「実行委員会」により主催され、全国消団連は開催を支援します。

支援の内容及び方法については、実行委員会による企画の進行状況もふまえ、理事会で検討していきます。

④-iii) その他（学習会への講師対応など）

他団体等の開催する学習会に講師派遣の要請があった場合などについては、個別に内容を検討した上で対応します。

⑤事業者を対象とした啓発事業

⑤-i) 事業者団体への学習会等の案内など

事業者団体と消費者団体の相互理解を深める観点から、全国消団連の開催する学習会について必要に応じて事業者団体にも参加案内を行っていきます。また、事業者団体の開催する学習会等についても必要に応じて会員団体に案内していきます。

2012年度に作成した「消費者視点からの食品工場見学シート（仮称）」を活用し、食品工場見学等の持ち方について事業者と交流を行います。

⑥消費者団体と行政、生産者団体、事業者団体、法律家、科学者等との交流事業

⑥-i) 社会的責任に関する円卓会議への参画

従来の「社会的責任に関する円卓会議」連絡会議を専門委員会として設置し、他セクターとの協働を推進します。

引き続き「社会的責任に関する円卓会議」に参加し、事例収集や学習・研究、協働事業等の取り組みを展開していきます。

⑥-ii) 行政をはじめとした他団体等との対話

政府や各政党、各種団体との対話の場には、共同代表での分担も含めて積極的に対応していきます。

また、全国消団連の会員団体が集まる機会（総会等）を活用して、関係各界との交流が図れるよう、交流会やレセプションを開催していきます。

⑦当会の目的を達成するために必要なその他事業

⑦-i) 機関運営の整備と定着

法と定款に則った運営に努めます。

- 法人化初年度として、定款に記載された諸規則を順次整備していきます。
- 専門委員会を設置し、担当理事をおいて運営を進めます。

⑦-ii) 会員拡大に向けた方策の準備

地域の消費者ネットワーク組織に対して加入促進を行い、全国ネットワーク強化に取り組みます。

- 全国消団連紹介パンフの準備など

⑦-iii) 国際的な消費者運動に関する情報収集

- 国連消費者保護ガイドラインの改定などの動きについて情報収集と提供に努めます。
- 世界消費者権利の日の取り組みを検討します。